

第6期 雲南市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 平成30年6月21日(木) 13:31~14:22

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(15名)

3番 竹内 勉	4番 奥田 武	5番 神田邦昭	6番 小山益男
8番 吉廣丈晴	9番 佐藤博子	10番 三原治雄	11番 吾郷正司
12番 高橋美佐子	13番 橋本 博	15番 柳原昌広	16番 嘉本輝雄
17番 山本博子	18番 内部武雄	19番 加藤一郎	

4. 欠席委員(4名) 1番 錦織邦男 2番 高田 耕 7番 山本裕子 14番 三島輝昭

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 長妻英文 統括主幹 白築 香
主幹 土江慶彦 主幹 錦織研吾

6. 傍 聴 1名

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第84号 雲南市都市計画審議会委員の選出について
- ・議第85号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第86号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第87号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第88号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第89号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第90号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は15名であります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第12回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、5番神田邦昭委員、6番小山益男委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。</p> <p>なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第84号 雲南市都市計画審議会委員の選出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページをご覧ください。「議第84号 雲南市都市計画審議会委員の選出について」であります。</p> <p>現在、雲南市都市計画審議会委員には、この条例に規定されている「学識経験のある者」のお一人として、農業委員会を代表し加藤会長にお出かけいただいております。今後の任期は平成30年7月9日から平成32年7月8日までの2か年であります。</p> <p>以上、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>
3 番	<p>3 番竹内です。議第 8 4 号は人事案件でございます。先日運営委員会でご協議をいたしまして、これまでも任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取っているとありますので、先程事務局からご説明がありましたが、農業委員会を代表し加藤会長に引き続きお務めいただければと思います。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに運営委員長から説明・提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>これは人事案件でございますので討論を省略いたします。</p> <p>お諮りいたします。「議第 8 4 号 雲南市都市計画審議会委員の選出について」は、現在委員であるわたくし加藤一郎を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第 8 4 号 雲南市都市計画審議会委員の選出について」は、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第 8 5 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 1 2 ページ「議第 8 5 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。1 3 ページをご覧ください。図面は最初の 1 ページから掲載しておりますのでご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿：畑、現況：荒廃農地、面積は 216 ㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん。非農地の事由は「当該農地が不便な場所にあるため、高齢により 1 0 年ぐらい前から耕作できず、山林原野化してしまった」ということです。平成 3 0 年 5 月 2 9 日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 2 番</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿：畑、現況：荒廃農地、面積は40㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇町の□□□□さん。非農地の事由は、「自宅から離れており、また獣被害も多いため、相当以前より耕作ができず山林原野化してしまった」ということです。平成30年5月31日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿：畑、現況：荒廃農地で面積は567㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇町の□□□□さん。非農地の事由は、「道路改良により農地が分断してしまったため、10年以上耕作をしておらず、山林原野化してしまった」ということです。平成30年5月28日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第85号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第85号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	次に、「議第86号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>「議第86号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。議案書15ページをご覧ください。地図は13ページからとなります。今回は1件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で面積は267㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「長年、譲受人が管理してきたため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。確認は〇〇推進委員さんです。今回の△△-△についてですが、元々は□□□□さんの農地を分筆してできたものとなっております。譲受人の△△さんは元々窪が分かれておりまして、この場所を長年耕作していらっしゃったということです。利用権設定と下限面積を満たすこととなりまして、この度前々から所有権移転を考えておられたところ、下限面積もクリアしたので申請されたということです。</p> <p>以上について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第86号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第86号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第87号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第87号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について」説明します。議案書16ページから18ページ及び資料No.1をご覧ください。議案上程の理由は、空き家付き農地について、指定追加及び解除の事案が発生したため、平成30年5月24日の農業委員会総会で審議し告示した内容を変更するためです。議案書18ページの別表2「農地法施行規則第17条第2項の適用について」、新たに〇〇町〇〇△△-△、△△-△、〇〇町〇〇△△-△と△△-△、△△-△の計5筆の追加、〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△の計3筆を解除し、合計42筆を区域とするものです。承認を得ることができましたら、平成30年6月21日告示といたします。</p> <p>また、変更後の空き家付き対象物件は11物件となります。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第87号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第87号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第 88 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 19 ページ「議第 88 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」、提出のあった案件について説明をいたします。20 ページをご覧ください。図面は、16 ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は 9.71 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん。転用目的は墓地で、墓碑 1 棟 9.71 m²を建設されます。転用理由は「現在の墓地は急傾斜な参道の先にあり、参拝や管理ができないので申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第 2 種農地と判断致しました。許可条項は、法第 4 条第 6 項第 2 号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号 2 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は 9.99 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん。転用目的は墓地で、墓碑 1 棟 9.99 m²を建設されます。転用理由は「現在の墓地は急傾斜な参道の先にあり、参拝や管理ができないので申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号 1 番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第88号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第88号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第89号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第89号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。2件の申請が出ております。地図は24ページからとなります。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況ともに田で、面積は920㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△さんです。転用目的は、住宅用地です。住宅用地2区画を整備されます。転用理由は「島根県の依頼に基づき新庄飯田線4工区街路事業に係る支障移転住宅の代替宅地を取得し土地提供者に譲り渡す。」ということです。土地代は10アール当たり12,100,000円で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の「準工業地域」に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、田、現況、原野で、面積は5.08㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場です。転用理由は「現在、子供の年齢も大きくなり自家用車を所有した時の駐車スペースが必要になってきたため、申請地を取得し駐車場として利用したい。」ということです。土地代は一坪あたり30,000円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農用地区域外で農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。 以上についてご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第89号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第89号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第90号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第90号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。議案書24ページをご覧ください。今回の案件は〇〇町2件、〇〇町45件、〇〇町4件、〇〇町21件、〇〇町9件の合計81件の申請です。借り受け人が9戸となっております。81件のうち、〇〇町の1件、〇〇町の45件、〇〇町の21件、〇〇町の2件は中間管理機構が借り受けるものです。転貸予定先ですが、〇〇町の1件(申請番号2番)と〇〇町の1件(議案書40ページ・申請番号46番)は農事組合法人□□□、〇〇町の43件(議案書25ページ～39ページ・申請番号3番～45番)は農事組合法人□□□、〇〇町の1件(議案書40ページ・</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号47番)は農事組合法人□□□、〇〇町の21件(議案書42ページ～57ページ・申請番号52番～72番)は農事組合法人□□□、〇〇町の2件(議案書60ページ・申請番号80番)は農事組合法人□□□、(同ページ・申請番号81番)は農事組合法人□□□さんが借り受けられる予定です。〇〇町の4件(議案書40ページ～42ページ・申請番号48番から51番)は、□□□さんが借り受けられます。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号18番、66番、74番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。14時15分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。それでは先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、「議事参与の制限」に該当する案件である申請番号18番、66番、74番を除く案件について各町より発表していただきます。</p> <p>最初に〇〇町。</p>
6 番	<p>6番〇〇です。〇〇町2件でございまして、いずれも再設定で適当と判断いたしますのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町。</p>
1 6 番	<p>16番〇〇です。45件のうち18番を除く案件につきましては、再設定でございまして、作られる人は法人ということでございます。妥当と判断いたしました。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町お願いします。</p>
1 7 番	<p>17番〇〇です。申請番号48番から51番。再設定で妥当と判断いたしました。よろしくお願いします。</p>
議 長 1 5 番	<p>次に〇〇町。</p> <p>15番〇〇です。〇〇町の案件ですが、66番を除く52番から72番まで、全て法人さんの再設定でありますので妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	次に〇〇町お願いします。
3 番	3 番〇〇です。〇〇町は74番を除いて、再設定が5件、新規が3件ございます。全て妥当と判断いたしました。新たな担い手も見つかって安心しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第90号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号18番、66番、74番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ありませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第90号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号18番、66番、74番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	それでは次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号18番、66番、74番の案件についてのみ審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、4番〇〇委員、16番〇〇委員にはご退席願います。
議 長	それでは、申請番号18番、66番、74番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を発表していただきます。 最初に〇〇町お願いします。
1 8 番	18番〇〇です。18番の〇〇町の〇〇のほうですが、〇〇さん本人のものでして、再設定で妥当だということです。よろしく願いいたします。
議 長	次に〇〇町お願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
15番	15番〇〇です。66番の案件ですが、法人の□□□さんの再設定でありまして妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。
議 長	次に〇〇町お願いします。
3番	3番〇〇です。74番の案件ですが、受け手が〇〇さんということで妥当と判断いたしました。よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第90号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号18番、66番、74番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第90号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号18番、66番、74番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	それでは、4番〇〇委員、16番〇〇委員にはご着席をお願いいたします。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。
事務局	ご起立下さい。 一同互礼。 ご着席ください。
事務局	【その他事項】 (1) 農業委員、推進委員合同会議の状況について (2) 転用完了届未提出の状況について

発信者	議 事 録 要 旨
	(3) 相続未登記農地等の利用の促進、底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱いについて

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____